



4月6日(水)から15日(金)まで 春の全国交通安全運動

■ 運動の重点 >>

- 1 自転車の安全利用の推進
- 2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶



こんな結果ができています…

交通事故からみるシートベルトの着用状況は、負傷者の着用率が95.8%であるのに対し、死者の着用率は43.8%と低くなっています。

(三重県警察HP三重の交通事故《平成27年12月末を参照》) 運転中は、必ずシートベルトを着用してください。

☎ 都市計画室 ☎ 63-7749



走る広告塔！ 公用車への広告を募集中



広告を記載したマグネットシート

市の公用車に広告を掲載しませんか。広告を描いたマグネットシートを公用車に貼り付けていただきます。

掲載料 1台あたり年間 18,000円(税込)
※月額1,500円 **掲載期間** 広告掲載の日から1年間。また1ヵ月単位の掲載も可
◎応募方法など詳しくは、市ホームページをご覧くださいか、問い合わせ先へ

☎ 管財室 ☎ 63-7336



平成28年度分「タクシー料金・自動車燃料費」の一部を助成します

対象 ▼身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級を所持している在宅の人
▼就学前の在宅の児童で、身体障害者手帳3から6級または療育手帳Bの所持者

内容 ①タクシー料金助成…年間12,000円分の乗車券 ②自動車燃料費助成(障害者本人のために使用する場合)…1ヵ月1,000円(申請月以降平成29年3月分まで)
※申請は①か②のいずれかとなります。

申請 3月28日(水)から、市役所1階高齢・障害支援室で受付開始

持ち物 ①の申請は、障害者手帳、印鑑
②の申請は、障害者手帳、印鑑、本人名義の車検証の写し(児童などの場合は手帳に記載の保護者名義)、運転免許証の写し、家族(同居に限る)による運転の場合は、障害者本人の通園・通院(週1回以上)証明書 ※所定様式

☎ 高齢・障害支援室 ☎ 63-7591



2015年度人権作品集ができました

人権意識の高まりと人権課題の解決のために、毎年「人権」に関する作品を募集しています。本年度の全応募作品12,683点の中から、作文10点、標語15点、図画・ポスター20点を収録した「人権作品集」ができました。「人権作品集」は、ご希望の人に無料でお渡ししています。



☎ 人権・男女共同参画推進室 ☎ 63-7909



「平成28年度名張市奨学金」 受給者を募集

■ 支給奨学金(返還の必要なし)
支給金額(年額)／募集人数

▼高等学校など…6万円／10人以内

▼大学など…12万円／10人以内

■ 貸付奨学金(無利子。卒業後11年以内に返還)
貸付金額(年額)／募集人数

▼高等学校など…12万円または18万円／10人以内

▼大学など…24万円または36万円／10人以内

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

対象 経済的な理由により修学困難な高校生・大学生など ※その他条件あり。詳しくは、募集要項をご確認ください。

申込 4月1日(水)から28日(木)までに、申請書に必要な書類を添えて問い合わせ先へ

◎募集要項は、4月1日(水)以降に市役所3階学務管理室で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

☎ 学務管理室 ☎ 63-7873



「看護学生修学資金」利用者を募集

市立病院や市内の医療機関で看護師や准看護師として働くとする看護学生を支援します。

貸与額 看護師課程の人…月額20,000円

准看護師課程の人…月額16,000円

申込 4月1日(水)から5月6日(木)までに、市立病院事務局経営総務室に備え付けの申請書に必要な事項を記入し同室へ

☎ 市立病院事務局経営総務室 ☎ 61-1100



名張藤堂家邸と夏見廃寺展示館 4月16日(土)無料開放

「県民の日」を記念して、名張藤堂家邸と夏見廃寺展示館を無料開放します。

日時 4月16日(土) 午前9時～午後5時

☎ 文化生涯学習室 ☎ 63-7892



「不動産鑑定士による無料相談会」を開催 ◎申込不要

日時 4月1日(金) 午前9時30分～正午

場所 市役所3階304会議室

内容 地価、家賃、土地利用などの諸問題の相談

☎ (一社)三重県不動産鑑定士協会 ☎ 059-229-3671



平成28年度の水質検査計画 を策定しました

水道の水質検査を行う項目、採水場所、年間の検査回数などをまとめた平成28年度の「水質検査計画」を策定しました。

この計画に沿って、安全で良質な水道水を安定的に供給します。計画は、上下水道部(下比奈知)に備え付けているほか、市ホームページでも公開しています。

☎ 上下水道部浄水室 ☎ 63-4117

年金 通信

国民年金の学生納付特例制度

所得が少なく国民年金保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は申請により納付が猶予(先送り)される場合があります(本人の所得条件などがあります)。納付特例の申請が承認された場合の承認期間は4月(または20歳到達月)から翌年3月までです。※申請が遅れると障害基礎年金などが受け取れない場合があります。

申請 在学証明書(原本)または学生証の写し(表裏)と年金手帳、認印などを持参し、市役所1階保険年金室へ

◎現在承認されている人で平成28年度も継続して納付猶予を希望する人は、在学証明書などを持参し、4月1日(水)以降に再度申請をしてください。

◎平成27年度の学生納付特例が承認された人のうち、日本年金機構から継続用の

学生納付特例申請書(はがき)が送付された人は、郵送で申請できます。

◎申請時点で2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請できます。(学生であった証明などが必要)

▼3月に学校を卒業して、引き続き国民年金に加入する30歳未満の人は、4月から「若年者納付猶予制度」での申請が可能です。

申請 4月1日(水)以降に、年金手帳、認印を持参し、市役所1階保険年金室へ

◎本人・配偶者それぞれの所得条件あり

<ご注意> 猶予や特例の承認期間は、将来年金を受けるための資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。ただし、保険料は10年以内なら、さかのぼって納めて、納付済期間に変えることができます。なお、承認を受けてから3年度目以降に納める場合は当時の保険料に加算金が上乗せされます。

年金相談

日時 4月12日(水)・26日(水) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)

場所 産業振興センターアスパ(南町) ☎ 保険年金室 ☎ 63-7445